

## 森林環境保全整備事業に係る実施計画等の取扱いについて

最終改正 

森整第10599号
平成16年 3月30日
森整第8号
令和5年 4月 4日

森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業）（以下「公共造林事業」という。）の計画的な執行と円滑な事務処理を図るため、これら事業に係る計画等の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に定めるほか、次によるものとする。

なお、市町村が森林環境譲与税を活用して実施する森林整備事業（公共造林事業等の上乗せ事業は除く。以下「譲与税事業」という。）も含め、必要な森林整備が着実に進められるよう、市町村と連携して事業量等を把握するなど情報共有に努めるものとする。

### 記

#### 1 年間計画書の作成

(1) 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、市町村と連携し、森林組合、栄林区支部、林業協同体及び森林所有者等からのヒアリングなどにより、翌年度に実施する公共造林事業及び譲与税事業の対象箇所を選定、事業量等を把握するものとする。

(2) 市町村、森林組合、栄林区支部、林業協同体及び森林所有者等（以下「事業主体」という。）は、(1)の内容を基に年間計画書（森林環境保全整備事業については第1号様式その1及びその2、農山漁村地域整備交付金については第2号様式その1及びその2）を作成し、市町村以外の事業主体は、総合振興局長等が別に定める期日までに市町村の長に提出するものとする。

なお、年間計画書（第1号様式その1）の作成に当たっては、譲与税事業の事業量等を記載するものとする。ただし、市町村との調整等に時間を有するなどの事由がある場合は、記載を省略できるものとする。

(3) 市町村の長は、(2)の年間計画書を取りまとめ、別に定める期日までに総合振興局長等に提出するものとする。

なお、譲与税事業を実施する市町村にあつては、年間計画書（第1号様式その1）の譲与税事業の事業量等が(1)を踏まえた内容となっているかを確認し、事業主体と調整のうえ、適宜、補正するものとする。ただし、事業主体との調整等に時間を有し、譲与税事業の事業量等の記載が省略されている場合は、市町村において当該事業の計画書が作成でき次第、総合振興局長等に当該計画書の写しを提出するものとする。

(4) 総合振興局長等は、(2)の年間計画書を基に年間計画集計表（第3号様式）を作成し、当該年間計画書を添えて原則として12月10日までに水産林務部長に提出するものとする。

なお、市町村から譲与税事業の計画書の提出が期日後に提出されたものは、都度、水産林務部長に提出するものとする。

#### 2 配分額等の決定及び通知

(1) 水産林務部長は、1の(4)により総合振興局長等から提出のあった年間計画集計表等及び当該年度の予算規模を勘案して、各部局への公共造林事業の予算の配分額及び配分量（以下「配分額等」という。）を決定し、総合振興局長等に通知するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)により通知された配分額等の範囲内で、年間計画書及び市町村が作成する「ふるさとの山づくり総合計画」等を勘案して事業主体ごとの配分額等を決定し、市町村を経由して事業主体に通知するものとする。

### 3 実施計画書等の作成

(1) 事業主体は、2の(2)で総合振興局長等から通知された配分額等の範囲内で、実施計画書(第1号様式その1及びその2、又は第2号様式その1及びその2)及び森林整備事業事前計画書(第4号様式)(以下「実施計画書等」という。)を作成し、総合振興局長等に提出するとともに、当該実施計画書等(第4号様式を除く)の写しを市町村の長に提出するものとする。

なお、森林整備事業事前計画書の作成に当たっては、別記の「事前計画書の記載方法」によるほか、次の事項に留意するものとし、鳥獣害防止施設等整備に係る事前計画書の作成は、別に定めるところによるものとする。

ア 森林所有者から施業を受託して事業を行う事業主体は、計画の確実な実行に向けて、森林経営計画や施業内容、実施時期、経費等について森林所有者等と十分調整を行うこと。

イ 事業の実施面積は、原則として現地測量や土地台帳及びその付図によるものとするが、航空写真及び森林計画図等を利用して把握しても差し支えない。

ウ 人工造林、間伐、更新伐、森林作業道については、実施予定箇所を図示した位置図を添付すること。

(2) 総合振興局長等は、(1)で提出された実施計画書等の内容について、管内の事業量等を取りまとめて実施計画集計表(第3号様式)を作成し、当該実施計画書等(第4号様式を除く)を添えて、原則として4月25日までに水産林務部長に提出するものとする。

### 4 配分額等及び実施計画書等の変更

(1) 水産林務部長は、情勢の変化等により、2の(1)に基づいて通知した配分額等を変更した場合は、その旨関係総合振興局長等に通知するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)による通知やその他の事由により、事業主体ごとの配分額等を変更する必要がある場合は、関係する事業主体と配分額等について調整した上で、配分額等を変更し、その旨市町村を経由して関係事業主体に通知するものとする。

(3) 事業主体は、(2)による通知があった場合や、3の(1)により提出した実施計画書等の事業量や事業内容等を変更する必要がある場合は、原則として、事業実施前までに実施計画書等を変更し、市町村を経由して総合振興局長等に提出するものとする。

(4) 総合振興局長等は、事業主体から変更した実施計画書等が提出されたときは、管内の実施計画書を変更し、水産林務部長に提出するものとする。

### 5 事業実績の報告

総合振興局長等は、毎年度、市町村ごとの公共事業及び非公共事業の実績について、実績報告書(第5号様式)にとりまとめ、市町村の長に送付するものとする。

事前計画書の記載方法

1 対象事業

森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日 13 林整整第 885 号）第 1 の 1 及び 2 並びに農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 林整計第 336 号要領別紙 17（森林整備事業に係る運用）第 2 に定める事業とする。

なお、先行森林作業道の開設と一体的に実施することとしている事業についても対象とする。

2 事前計画書を別行とする条件

記載項目のうち、次のいずれか一つが異なる場合に別行とする。

- (1) 事業主体名
- (2) 事業の区分
- (3) 事業の種類
- (4) 申請市町村
- (5) 申請方法
- (6) 属地市町村

3 項目別記載方法

(1) 振興局名

（総合）振興局名を記入する。

(2) 事業主体名

事業主体名を記入する。

(3) 事業の区分

対象事業の区分を次により記入する。

- 1 特定森林再生事業
- 2 特定森林再生事業（公的）
- 3 森林環境保全直接支援事業（公的）
- 4 森林環境保全直接支援事業
- 5 森林空間総合整備事業
- 6 絆の森整備事業
- 8 特定森林造成事業

(4) 事業主体コード

当該事業を実施する事業主体を次のように区分し、該当するコードを記入する。

- 1 森林組合・・・森林組合の所有森林及び森林組合が森林所有者から経営や長期の施業一括委託を受け、森林経営計画等（森林経営計画、特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）事業を実施するもの。
- 2 森林整備法人等・・・森林整備法人、森林経営管理法に基づく民間事業者が事業を実施するもの。
- 3 任意団体・・・森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体が実施するもの。
- 4 市町村・・・市町村が森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）事業を実施するもの。
- 5 森林所有者・・・森林所有者が事業を実施するもの。
- 6 計画策定者等（受託者）・・・森林所有者から経営や長期の施業一括委託を受け、森林経営計画等を作成し認定を受け（又は実施主体に位置づけられた者）事業を実施するもの。
- 7 計画策定者等（森林所有者）・・・森林経営計画等を作成し認定を受けて（又は実施主体に位置づけられた者）事業を実施するもの。

- 8 協定締結者・・・市町村との間で施業の計画的実施に関する協定を締結した森林所有者が事業を実施するもの。
- 9 特定非営利活動法人・・・特定非営利活動法人が森林所有者と協定を締結し、事業を実施するもの。

(5) 事業の種類

「造林事業竣工調書（造林地現況調査票）の記載方法」の別紙「事業の種類コード」に基づき記入する。

なお、森林作業道については、当該森林作業道の開設と一体的に実施される事業のコードを記入する。

(6) 申請市町村

施行地の市町村において、事業主体が主として事業を実施する森林組合については当該市町村コードを、その他の森林組合については申請する森林組合の所在する市町村コードを、代理申請にあつては、施行地の市町村コードを、市町村にあつては申請する市町村の所在の市町村コードを、その他にあつては施行地の市町村コードを森林計画照査情報処理要領（平成20年4月1日付け森林第1380号、以下「照査情報処理要領」という。）に基づくコード表により記入する。

(7) 間伐番号

間伐番号は二桁とし、間伐・更新伐で申請を同一とする施工地に採番した番号を記入する。

(8) 整理番号

ア 整理番号は、親番（上4桁）と枝番（下2桁）で構成する。

イ 親番は次表を基準として事業の種類別に森林所有者を単位として一連番号（4桁）を付す。

区 分		優先度	申 請 方 法							
			1. 森林組合	2. 代理	3. 市町村	4. 栄林会	7. 任意団体	8. 計画作成主体	9. 森林所有者	0. 特定法人
申請市町村と 属地市町村が 同じ	先行事業 なし	3	0001 ～3499	3501 ～3999	5001 ～5999	8001 ～8999	4001 ～4999	7001 ～7199	7201 ～7399	7401 ～7599
	先行事業 あり	2	6001 ～6299	6301 ～6399	6501 ～6599	6801 ～6899	6401 ～6499	6701 ～6739	6741 ～6769	6771 ～6799
申請市町村と属地 市町村が異なる		1	9001 ～9299	9301 ～9399	9501 ～9599	9801 ～9899	9401 ～9499	9701 ～9739	9741 ～9769	9771 ～9799

※先行事業とは本体事業を翌年度以降に実施するものとする。

(9) 申請方法

申請方法は次のように区分し、該当するコードを記入する。

- 1 森林組合・・・森林組合長が事業主体であるもの。
- 2 代理申請・・・森林組合長が事業主体の委任を受けて申請するもの。（栄林会を除く）
- 3 市 町 村・・・市町村長が申請するもの。
- 4 栄 林 会・・・栄林会支部長が栄林会員又は任意団体の委任を受けて申請するもの。
- 5 森林整備法人等・・・森林整備法人、森林経営管理法に基づく民間事業者が申請するもの。
- 7 任意団体・・・森林法施行令第11条第8号に規定する団体が委任を受けて申請するもの又は事業主体であるもの。
- 8 計画策定者等・・・森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が、当該各計画に基づき実施し申請するもの。
- 9 森林所有者・・・1～8及び0に該当しない森林所有者が申請するもの。
- 0 特定非営利活動法人・・・森林法施行令第11条第7号に規定する特定非営利活動法人が委任を受けて申請するもの又は事業主体であるもの

- (10) 属地市町村  
 施行地の市町村コードを照査情報処理要領に基づいて記入する。
- (11) 林班、小班  
 施行地の林班、小班を記入する。ただし、森林経営計画に基づく事業の場合は、森林経営計画に記載されている林班、小班を記入する。  
 なお、森林作業道の場合は一体的に実施する施業箇所の林班、小班（複数小班ある場合は代表小班）を記入する。  
 また、地域森林計画外の造林の場合は、最寄りの林班を記入し、小班は記入しない。
- (12) 森林区分  
 次に示すコードにより記入する。
- 1 水源涵養林
  - 2 山地災害防止林
  - 3 生活環境保全林
  - 4 保健・文化機能等維持林
  - 5 木材等生産林
  - A 水資源保全ゾーン
  - B 生物多様性ゾーン（水辺林）
  - C 生物多様性ゾーン（保護地域）
  - D 特に効率的な施業が可能な森林の区域
- (13) 林齢  
 下刈、除伐、保育間伐、間伐、更新伐施行地の事業実施年における林齢を記入する。
- (14) 森林所有者氏名  
 森林所有者の氏名を記入する。
- (15) 幅員  
 当該計画の森林作業道の幅員を小数第1位まで記入する。
- (16) 面積または延長  
 当該計画の面積あるいは森林作業道の延長を、実測、森林調査簿又は森林計画図より算出し、面積はヘクタール単位で小数第2位（第3位以下切り捨て）、延長はメートル単位で記入する。
- (17) 出材積量  
 間伐・更新伐・特殊地拵（震災）について、(18) ha 当たり出材積量に(16)面積を乗じた結果等をm<sup>3</sup>単位（小数第1位以下切り捨て）で記入する。
- (18) ha 当たり出材積量  
 間伐・更新伐・特殊地拵（震災）について、毎木調査若しくは森林調査簿等を参考にして、想定されるha 当たりの出材積量（素材）を小数第1位以下切り捨てて記入する。
- (19) 造林林種  
 当該計画の造林林種を次のとおり区分し、該当コードを記入する。

計画内外	再拡区分	林種	コード	計画内外	再拡区分	林種	コード
森林計画内	再造林	人主伐 樹下植栽 被害 その他 被害（樹下植栽） 未済地（人工造林）	1 1	森林計画内	改良	植え込み	3 1
			1 3		再・拡	保安林改良	4 2
			1 4	森林計画外	拡 林大 造	元「原野」	5 1
			1 5			元「田」	5 2
			1 6			元「畑」	5 3
1 7		元「樹園」	5 4				

		天 伐 跡	2 1			元「採草」	5 5
		天 植 込	2 2			元「レジャー」	5 6
	拡大 造林	未立木地	2 3			元「国所有地」	5 7
		未済地（天然更新）	2 4			元「国有林野」	5 8
						その他	5 9

(20) 樹種

照査情報処理要領に基づいて記入する。（混植の場合は主たる樹種を記入すること。）

(21) 規格

苗木の規格を次のとおり区分し、全樹種について苗木配布台帳等に基づいて該当コードを記入する。

X 規格外

0 特号

1 1号

2 2号

3 3号

4 コンテナ1号

5 コンテナ2号

(22) h a 当たり本数

当該造林地に植栽する予定の苗木の本数（混植の場合は、混植を含めた本数）を本未満切り捨てで記入する。

(23) 機械地拵えの有無

当該造林地の地拵えにブルドーザー等の機械を使用する場合は「有」を記入する。

(24) 機械地拵えの実施予定月

機械地拵えを実施する予定月を記入する。

(25) 作業道開設予定月

森林作業道を開設する予定月を記入する。

(26) 備考

次の内容のほか参考となる情報について記入する。

ア 流域治水

当該施行地が流域治水プロジェクトの連携事業に森林整備対象として位置づけられた森林の場合は、次に示すコードにより記入する。

6 流域治水1級河川

7 流域治水2級河川

イ 重要インフラ施設周辺森林

特定森林再生事業のうち「重要インフラ施設周辺森林整備」で実施する場合、当該施行地におけるインフラ施設の区分を次に示すコードにより記入する。

（“1”と“2”が重複する場合は“1”とする。）

1 鉄道系統施設周辺

2 送電系統施設周辺

ウ その他

森林作業道については、路線名を記入することとし、先行で実施する場合は、路線名のほか当該作業道と一体的に実施する事業の実施予定年度を記入する。

(27) その他

提出された事前計画書について、原本を紙媒体で保管すること。